

# 特定非営利活動法人日韓文化交流会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日韓文化交流会という。

### (事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を、北海道札幌市西区発寒6条11丁目1番1号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を東京都新宿区歌舞伎町二丁目4番10号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

#### 第3条

この法人は、日本と韓国との互いの国の歴史、伝統、心情、文化を正しく理解し、21世紀超国境的文化交流時代に順応すべく、Love & Peace in Harmony for One Asiaというビジョンのもと、人としてもう一つの生き方ともう一つの社会を作っていく為に役立ち、日韓の希望の種をまく「共に生きる、為に生きる」という普遍的な核心価値を中心にして、文化芸術を通した「文化と共同」の機能を担う日韓交流と子ども達の夢を実現させる為の手助けをするGFSC（国内外貧困な子供教育支援）ボランティア活動、教育活動等を中心としてネットワーク構築に努力する。これにより、日韓市民仲間の協力と連携による日韓両国の平和の懸け橋として日韓間の和解と一致、愛と平和、そして日韓間の文化空間においてコミュニティー及び文化交流の役割を担う希望の「文化共同体」推進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 韓国語の研修事業

- (2) 韓国料理の研修事業
- (3) 文化・歴史フォーラム開催事業
- (4) 日韓の映画、ドラマ、K-POP 制作支援及びそれに関わる事業
- (5) 日韓及びアジアの文化交流のイベント企画と実施事業
- (6) 日韓の文化コンテンツや新しいアーティスト発掘、育成に関わる事業
- (7) 国連のSDGsへの貢献を目指し、アジアの子供たちを、中・長期的に支援する為の、GFSC(Good Friends Save the Children)チャリティー公演及び国内外ボランティア事業
- (8) 産学官提携による文化交流事業
- (9) 地域と連携した産業おこしならびにまちおこし事業
- (10) 会報及び出版物の発行事業
- (11) 日韓両国の歴史、伝統、心情、文化を正しく理解する活動
- (12) 日韓両国で協力してアジアの文化交流に寄与する活動

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した法人
- (3) 一般会員 この法人の目的に賛同し入会し、この法人の各種活動に積極的に参加協力する個人
- (4) GFSC後援会員 この法人の中心事業である、GFSCチャリティー活動及びボランティア活動の趣旨に賛同し入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める入会申込書により、この法人の趣旨に賛同し、会員規約を遵守することを約束した上で、代表理事に申し込むものとし、この法人は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 この法人が前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面、その他の方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める規則により入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める方法、会員規約にのっとり、退会の意思を伝えることにより、退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款及び、会員規約に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
- (2) 監事1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を専務理事、1人を事務局長とする。但し代表理事は事務局長を兼務する事ができる。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選出する。

2 代表理事・専務理事・事務局長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 代表理事と専務理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事と専務理事はその職位において権限の差を意味するものではなく、職務内容に応じてそれぞれの責を果たし、どちらかが事故あるとき又は欠けた時は互いにその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。業務執行全般の総括は専務理事が行う。事務局長は、専務理事を補佐する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に、その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は代表理事と専務理事がお互い協議の上任免する。

## 第5章 総会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

#### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

**(資産の管理)**

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

**(会計の原則)**

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

**(会計の区分)**

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

**(事業計画及び予算)**

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

**(暫定予算)**

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

**(予算費の設定及び使用)**

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

**(予算の追加及び更正)**

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

**(事業報告及び決算)**

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

**(事業年度)**

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**(臨機の措置)**

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併



#### (定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### (解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

#### (合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページ等に掲載して行う。

## 第10章 雑則

#### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員等は、次のとおりとする。

|      |       |
|------|-------|
| 理事長  | 石橋琢磨  |
| 副理事長 | 岸田晴樹  |
| 副理事長 | 津島 慧  |
| 専務理事 | 任 祥均  |
| 事務局長 | 嶋崎留里子 |
| 理事   | 岸田頌子  |
| 理事   | 垣内紀美枝 |
| 理事   | 渡邊靖子  |
| 監事   | 前 博   |
| 監事   | 星野 淳子 |

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

|           |                |
|-----------|----------------|
| 入会金       | 3000円          |
| 正会員       | ( 月会費 ) 1000円  |
| 法人会員      | ( 月会費 ) 10000円 |
| 一般会員      | ( 月会費 ) 1000円  |
| GFSC 後援会員 | ( 年会費 ) 3650円  |

この定款は令和6年3月19日から施行する